

短期入所生活介護契約書
(介護予防短期入所生活介護契約書)

社会福祉法人 はくさん

契 約 書

利用者 (以下「甲」という) と事業者 社会福祉法人はくさん が運営する特別養護老人ホームはなみずきの杜 (以下「乙」という) は、短期入所生活介護のサービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目 的)

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護サービスを提供し、甲は、乙に対して、そのサービスに対する料金を支払います。
- 2 乙は、通所介護サービスの提供にあたって、甲の要介護状態区分または要支援区分及び甲の被保険者証に記載された、認定審査会意見に従います。

(契約期間)

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了前に、甲が要介護状態区分または要支援区分の変更の認定を受け、要介護または要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定または要支援認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに、甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定または要支援認定有効期間の満了日までとします。

(運営規定の概要)

- 第3条 乙の運営規定の概要 (事業の目的、職員の体制、短期入所生活介護サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(介護計画)

- 第4条 乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成し内容を甲及びその家族に説明します。
- 2 甲は、サービス内容の変更を希望する場合には、乙に申し入れることができます。
- その場合、乙は、可能な限り甲の希望に添うようにします。

(介護サービスの内容及びその提供)

第5条 乙は、短期入所生活介護サービス提供場所において、短期入所生活介護計画書に記載した内容の介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対して介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は乙に対し、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但しこの閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第6条 乙は、甲に対して介護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のため介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申し立てがある場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取り扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第9条 乙は、現に介護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第10条 乙が提供する介護サービスの利用単位毎の利用料、その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅へ、送迎を行う場合には前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

- 第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が前二項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として介護サービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

- 第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。
 - 3 居宅介護支援事業者または受診する医療機関に対しては情報を提供します。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護認定を受けられなかったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第13条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(身元引受人)

第17条 甲は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、甲が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 二 身元引受人は、甲が本契約上乙に対して負担する一切の債務を極度額120万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 三 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう
う
に協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は甲が死
亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引
受人と別に祭祀主宰者がいる場合、乙は祭祀主宰者に引き取っていただくこと
ができます。
- 四 身元引受人が第一項各号の要件を満たさない場合、又は乙、乙の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、乙は、甲及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第一項但書の場合はこの限りではありません。
- 五 身元引受人の請求があったときは、乙は身元引受人に対し、乙に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。
- 六 身元引受人は、甲にとって必要となる各種手続き・申し込み等を滞りなく行うものとします。
- 七 身元引受人は、この契約に基づく一切の責任を負うものとします。

（合意管轄）

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、茨城地方裁判所下妻支部を管轄裁判所とすることに合意します。

（協議事項）

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者甲 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印

利用者甲との続柄 ()

電話番号

事業者乙

住 所 茨城県下妻市下栗1223

事業者名 社会福祉法人はくさん

代表者名 理事長 鵜田 まゆみ 印

事業所

事業所名 特別養護老人ホームはなみずきの杜

(事業所番号) 0871000964

管理者名 所長 大里 良乃 印